

復原整備計画の概要

「第一次大極殿院」は、正殿を中心に築地回廊等が取り囲む、隔離された圍繞空間であり、古代律令国家の完成をみた奈良時代の前半において、即位の礼や朝賀の儀などの国家的な儀式が執り行われた区画である。

現在の第一次大極殿院は、既に復原された正殿を除く施設は、修景柵など仮に設置されたものであり、その規模や外観（形態意匠）については発掘調査・研究成果から推定されるものとは異なっている状況にある。

平城宮跡の保存と活用を通じ、「奈良時代を今に感じる」空間を創出していくことを基本理念とする本公園において、第一次大極殿院は、遺跡表現の一つとして、建物等復原を行うことにより

- ・ 往時の宮の規模や形状、さらには宮、都の壮大・壮麗・荘厳さを体感する
- ・ 往時の儀式・行事等の再現により、その歴史・文化を体験的に学ぶ
- ・ 時に空間特性を活かしたその場にふさわしい催事を実施し、来訪のきっかけづくりや新たな魅力発見の機会を提供できる

場所とされており、既に復原された正殿を中心として大極殿院に推定される復原建造物からなる圍繞空間の状況をできるだけ着実かつ早期に作り出すことが重要であると考え。

上記より第一次大極殿院の整備対象は、

- ・ 築地回廊（穴門、脇門及び北門を含む）
- ・ 南門
- ・ 東西楼
- ・ 内庭広場

とする。

他に大極殿院を構成する建物に後殿があるが、県道上に位置すると考えられ、発掘調査成果を得ることができないことから、現時点においては対象外とする。

第一次大極殿院の復原整備検討に当たっては、公園基本計画及び文化庁策定の推進計画にある内容を踏まえつつ、原則的な作業方針に基づき検討を重ね、次のような復原整備計画の方針をとりまとめた。

復原整備計画の方針

1. 基本方針

・ 遺構直上の復原整備

特別史跡、かつ、世界遺産の構成資産の一つである平城宮跡上の復原整備であることを踏まえ、十分な発掘調査・研究成果を基にした復原原案を整備の基本とする。

すなわち復原整備については、復原原案を基に、遺構保存を前提とした上で、特別な場合を除いて遺構の直上において、推定される実物大で示すものとする。

内庭広場のセン積壇については、整備の基本に倣い遺構直上において復原整備を行うものの、往時の高さとした場合、残存する奈良後期（Ⅱ期）の遺構を保存できない状況となるため、遺構の保存を優先させた上で、できる限りの高さを確保するよう努めるものとする。また、別途模型展示等の手法を用いて復原原案を示し、実際の復原整備との違いを明らかにすることとする。

2. 材料・工法

・ 伝統工法・材料による復原範囲《資料 3》

遺構の養生や材料の調達の可能性、調達時の環境負荷、管理段階も見据えたコスト縮減の観点などを踏まえながら、できる限り伝統的なものを用いることとし、往時に膨大な手間と技術をかけて作られたものであることへの理解を促すよう、施工途中での公開等を積極的に行うこととする。

（つづき）

・ 軟弱地盤への対応《資料 3》

築地回廊の西面北寄り部については、地盤の軟弱性・液状化のおそれの問題から、地盤改良等の対策を講じないまま復原原案通りの建物整備を行うことは困難であるため、築地を版築によらず、鉄骨造の中空型築地とするなど遺構に影響を与えないよう建物構造を検討の上軽量化を図る。

3. 利活用、管理・運営に伴う設備等の設置

・ 内庭広場の通行対策《資料 4》

内庭広場の舗装は拳大のレキ敷きとなることが判明しているが、厳正に復原した場合には、身障者および高齢者などの通行に支障を来す恐れがあるため、部分的に舗装の仕様を工夫することとし、必要な箇所にはスロープを設置する。また、緊急車輛等の走行に際し、レキが著しく飛散しないようにする。いずれの対策についても意匠・色調に配慮するよう努める。

・ 東・西楼の登楼

イベント時において補助・監視者付きで昇降、階上からの眺望ができるものとなるよう、仮設の階段を外付けで設置し対応する。

・ 展示物の設置《資料 4》

復原建物を改造することなく展示することを原則とし、見学者の通行の妨げとならない範囲にとどめる。

基本的には西楼・西面回廊南寄りを展示スペースとするが、特別な展示を行う場合は西面回廊中央部・東面回廊北寄りも利用する。

なお、遺構保存、利活用・管理・運営の観点から、復原原案と異なる復原整備を行った箇所については、模型等の手法を用いて復原原案を示し、実際の復原整備との違いを明らかにすることとする。

・ 利活用プログラムの実施のための配管・配線の設置等《資料 5》

大極殿院地区は、復原建造物の鑑賞のほか、原則として古代演示の再現を積極的に行う空間とし、あらかじめ設置しておくことが適当であるかを吟味した上で、必要最小限の設備を付加していく。その際、位置及び形状等について、景観に配慮し、第一に見えないよう、第二に目立たず、他方、材料等の配慮により復原と誤解されないよう実施する。その一方、大規模な設営・設備を伴うイベントについては、第一次朝堂院の内庭で対応を図ることができるよう検討する。

・ その他施設の設置《資料 4》

夜間の防犯を考慮しつつ、正面の景観を妨げない位置（南面を除く回廊外周を含む範囲）に、形状・色調を考慮し、視界の支障とならない工夫を行った上で、管理用柵を設置する。

管理・活用面から警備員・ボランティア詰所等のスペースが必要であるが、復原建物の姿そのものが展示物であるという観点から、院地区内の復原建物の改造は行わずに施設を付加するよう検討する。

4. 建築・消防法規等

・ 設備の設置（消防法・ガイドライン対応）

消防法より消火栓等の設備を設置する必要があるが、復原建物の形態意匠を損なうことのないよう配管位置の設定を考慮する。また、消火設備の一環としてポンプ室等も院地区外に設けることとする。

『都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン』（国土交通省、平成 20 年 1 月）に基づき、スロープの設置、車椅子等の通行路の確保を行う。

5. 整備段階の情報提供

今般の復原整備については、過程を含めその取組自体も一つの大きな展示要素と考え、検討段階から各種手法を用いた積極的な情報提供を行うよう努めていく。